

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第104号
令和2年9月25日
警察庁交通局交通規制課長

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の対応について(通達)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号。以下「改正法」という。別添1-1及び1-2参照)が令和2年6月10日に公布され、令和2年9月7日から施行された。

今般の改正では、駅前等における歩行者空間の不足や、商店街の衰退等の課題に対応し、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、滞りの快適性等の向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域を都市再生整備計画に記載することができること等が定められた。

このほか、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害の発生のおそれのある土地の区域における新規立地の抑制を目的とした規制を新たに追加するほか、立地適正化計画の記載事項に、同区域からの移転を促進する計画や、都市の防災に関する機能の確保に関する指針に係る事項等が追加された。

また、本改正法の施行に伴い、国土交通省都市局長から各都道府県知事等に対し、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)」(令和2年9月7日付け国都まち第55号ほか。以下「施行通知」という。別添2参照)が、国土交通省都市局街路交通施設課長から各都道府県駐車場担当部局長等に対し、「標準駐車場条例の改正に関する技術的助言」(令和2年9月7日付け国都街第65号。以下「技術的助言」という。別添3参照)が、それぞれ発出された。

改正法による改正後の都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。)、施行通知及び技術的助言のうち、警察に関する部分の概要及び対応上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達は国土交通省都市局と協議済みであることを申し添える。

記

第1 法の概要(警察関係部分)

1 滞在快適性等向上区域関係

- (1) 市町村は、新たに、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞りの快適性及び魅力の向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域(以下「滞在快適性等向上区域」という。)を、都市再生整備計画に記載することができることとされた(法第46条第2項)。
- (2) 市町村は、都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域を記載する場合、当該計画の記載事項である都市の再生に必要な事業(市街地再開発事業等)と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項には、以下の事項を記載することができることとされた(法第46条第14項)。

ア 滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準（以下「路外駐車場配置等基準」という。）

イ 滞在快適性等向上区域内に存する道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。）であって、安全かつ円滑な歩行の確保及び当該滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の円滑な実施を図るため、駐車場の自動車の出入口（自動車の出口又は入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）の設置を制限すべきもの（以下「駐車場出入口制限道路」という。）に関する事項

ウ 滞在快適性等向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（以下「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

(3) 都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域及び路外駐車場配置等基準が記載された場合、当該区域内において、一定規模以上の路外駐車場を設置しようとする者は、当該設置に着手する日の30日前までに、当該路外駐車場の位置等の事項を市町村長に届け出なければならないこととされた（法第62条の9第1項）。

(4) 都市再生整備計画に、路外駐車場配置等基準、駐車場出入口制限道路及び集約駐車施設の位置及び規模を記載しようとするときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）へ協議を行うこととされた（法第46条第22項）。

(5) 市町村は、都市再生整備計画に、都市の再生に必要な事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項で、その実施に際し道路交通法第4条第1項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務又は事業に関するものを記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、公安委員会へ協議を行うこととされた（法第46条第22項）。

2 都市再生推進法人を経由した道路使用許可等の申請手続（法第62条の8関係）

(1) 滞在快適性等向上区域内の道路等に係る道路使用等の申請書の提出は、法第118条第1項の規定により指定された都市再生推進法人を経由して行うことができることとされた。

(2) 都市再生推進法人は、上記(1)の経由に係る事務を行うときは、当該申請書に係る場所を管轄する警察署長等との密接な連携の下にこれを行うとともに、滞在快適性等向上区域内において道路の使用等をしようとする者に対し、申請の手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うこととされた。

(3) 都市再生推進法人を経由した道路使用許可の申請を受理した警察署長等は、経由に係る事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該事務を行う都市再生推進法人に対して法第121条第1項から第3項までの規定により必要な措置を講ずることを要請することができることとされた。

3 市町村都市再生協議会の構成員の追加等（法第117条関係）

滞在快適性等向上区域の策定等に当たっては、地域における関係者の意見を幅広く聞き、連携していくことが重要であることから、市町村は、単独で又は共同して、都市再生整備計画及び立地適正化計画を作成すること並びに市町村都市再生協議会を組織することができるものとし、市町村等は、必要があると認めるときは、協議して、市町村都市再生協議会に、関係する公共交通事業者、

公共施設の管理者、公安委員会等を構成員として加えることができることとされた。

第2 施行通知の概要（警察関係部分）

1 滞在快適性等向上区域について

- (1) 上記第1の1の(1)について、市町村は「滞在快適性等向上区域の設定や当該区域に位置付ける事業について検討するに当たっては、当該区域が官民一体となって交流・滞在空間の創出を進める区域であることに鑑み、関係する公共施設管理者、公安委員会と必要な事前調整を行うとともに、連携を図りながら検討を進める」とされるとともに、「制度の趣旨を踏まえ、公共施設の管理者や公安委員会、公共交通事業者、公共空間を活用する民間事業者など、地域の様々な関係者の意見を聴き、目指すべきまちのビジョンを共有しながら、その地域の実情を踏まえて滞在快適性等向上区域を設定することが必要」とされた。
- (2) 上記第1の1の(5)については、滞在快適性等向上区域では、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出する目的から、歩道の拡幅といった小規模な取組から、駅前空間の全面的な広場化といった大規模な取組まで、様々なものが想定され、また、施設の整備等に加え、オープンカフェの設置や、中心市街地への一般車両の進入を禁止するトランジットモール化等、施設整備の効果を増大させるような取組を一体的に行う必要があり、こうした取組においては、滞在快適性等向上区域内やその周辺地域における公安委員会の交通規制が必要となり得ることから、「円滑な取組の推進のためには、その実施に際し、事前に公安委員会に協議することが重要である。」とされた。
- (3) また、上記第1の1の(5)について、滞在快適性等向上区域において交流・滞在空間を整備することで、多数の歩行者が頻繁に移動し、交通流量に変動が生じることが想定されるため、「市町村が、都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域を定めようとするとき又は滞在快適性等向上区域を変更しようとするときは、法に定められた協議事項に該当しなくとも、当該滞在快適性等向上区域について、公安委員会に適切な方法で連絡する必要がある。」とされた。

2 都市再生推進法人を経由した道路使用許可等の申請手続について

- (1) 上記第1の2の(1)については、「同一イベントの実施のために複数の者が道路使用許可等の申請を行う場合等に、都市再生推進法人がイベントの全体像を把握した上で援助することが想定されているが、占用・使用主体はあくまでイベント出店者等であり、イベント出店者等は、申請に際しての許可権者への事前説明に都市再生推進法人とともに対応する必要があるほか、申請書の補正、許可条件の遵守、許可権者からの指導への対応等に際しても、占用・使用主体として責任を持って対応する必要がある。」とされた。
- (2) 上記第1の2の(3)については、「許可申請の経由事務の適正かつ確実な実施を確保するため、許可権者が市町村に対して、都市再生推進法人に必要な措置を講ずることを要請した場合には、市町村は、都市再生推進法人に報告を求めるなど、適切に対応する必要がある。」とされた。

第3 技術的助言の概要（警察関係部分）

上記1の1の(3)については、「特定路外駐車場に係る市町村長への届出は、駐車場法第12条に基づく届出とは趣旨の異なるものであることから、本制度の適用の有無に関わらず、駐車場法第12条に基づき届出を要する路外駐車場については、従前通り都道府県知事等への届出が必要であり、これらを設置しよう

とする者は従前通り公安委員会等との連絡調整を行う必要がある。」とされた。

第4 対応上の留意事項

1 滞在快適性等向上区域について

- (1) 法第46条第2項に規定する「滞在快適性等向上区域において実施される都市の再生に必要な事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業」については、交通規制を直接必要としない場合であっても、付近の交通流量に変動をもたらす可能性がある。

したがって、公安委員会が、法又は施行通知に基づき市町村から協議又は連絡を受ける際は、整備される施設のみならず、その効果を増大させるための取組の内容まで精査し、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する観点から、交通管理者として必要な意見を申し入れるなどして、適切に対応すること。

- (2) また、「滞在快適性等向上区域において実施される都市の再生に必要な事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業」については、道路使用許可の申請が必要となる取組も想定されることから、対象区域を管轄する警察署長が円滑に道路使用許可を行えるよう、各都道府県警察本部と警察署で緊密に連携するなど、適切に対応すること。

- (3) 駐車場の整備は、その設置場所、道路への取付方法等によっては、路上への駐車待ち車両の滞留等を招き、交通事故及び交通渋滞を惹起するおそれがある。

したがって、新たに都市再生整備計画に記載できることとされた路外駐車場配置等基準、駐車場出入口制限道路に関する事項又は集約駐車施設の位置及び規模に関して、公安委員会が、法又は施行通知に基づき市町村から協議を受ける際は、周辺の道路状況及び交通状況等も勘案し、当該基準等を踏まえて整備される駐車場がもたらす交通流量の変化について十分な検討を行った上で、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止する観点から、交通管理者として必要な意見を申し入れるなどして、適切に対応すること。

この際、

ア 駐車需要の実態に照らして、周辺の自動車を十分に収容し得るものか。

イ 出入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通が確保されているか。

ウ 駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜が十分に防止されているか。等の観点から、検討を行うこと。

2 都市再生推進法人を経由した道路使用許可等の申請手続について

- (1) 施行通知においては、使用主体はあくまでイベント出店者等であり、許可権者からの指導への対応等に際しても、使用主体として責任を持って対応する必要があるとされているが、事前相談の段階から都市再生推進法人のみが窓口を訪れることもあり得るため、その点に留意し、同法人に中心的な役割を担わせるとともに、実際の使用主体にまで各種助言、指導等を徹底するべく、必要に応じて使用主体も事前相談に同席させるよう教示するなどして、適切に対応すること。

- (2) 本制度においては、許可申請の経由事務の適正かつ確実な実施を確保するため、許可権者が市町村に対して、都市再生推進法人に必要な措置を講ずることを要請することができることとされている。そのため、都市再生推進法人が、本経由事務において、法及び施行通知に記載された役割を十分に果たしていないと判断されるときは、法に基づき、市町村に必要な措置を講じる

よう求めるなどして、適切に対応すること。

3 市町村都市再生協議会の構成員の追加等について

- (1) 市町村都市再生協議会の構成員には公安委員会が含まれ得るところ、都市再生整備計画の作成段階から交通に与える影響等について検討することは交通管理上有益であることから、協議会への参画を求められた場合等にあっては、積極的に対応し、計画の内容を十分に把握した上で、交通管理上必要な意見を申し入れること。
- (2) 今般の改正において、市町村は共同して、都市再生整備計画及び立地適正化計画を作成することができることが明文化されたことにより、複数の警察署の管轄区域にまたがる都市再生整備計画及び立地適正化計画が増加することが想定される。

都道府県警察本部においては、関係する全ての警察署が緊密に連携できるよう必要な調整や連絡を行うなど、適切に対応すること。

別添省略